事務所通信　No.302　　令和２年１２月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649㈹

◈子の看護休暇・介護休暇が時間単位◈で取得できるようになります！

■育児介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則が改正され、時間単位で取得できるようになります。



▲施行日　令和３年１月１日

▲子の看護休暇制度

小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、１年度につき５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合は10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができる制度です。

▲介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護及び世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより１年度につき５日（その介護や世話をする対象家族が２人以上の場合は10日）を限度として、介護休暇を取得することができる制度です。

なお、子の看護休暇・介護休暇とも日々雇い入れられる労働者が除かれるほか、一定の労働者を労使協定により除外することができます。

≪改正のポイント≫

改　正　前



・半日単位での取得が可能
・１日の所定労働時間が４時間以下の労働者は取得できない

↓↓



改　正　後

★時間単位での取得が可能
★全ての労働者が取得できる

▲規定例：「子の看護休暇は、**時間単位で**始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる」（介護休暇も同様の改定が必要です。）



▲法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」　なしの時間単位休暇です。

▲厚生労働省は、法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるよう配慮するよう求めています。

▲既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇にすることは、労働者にとって、不利益な労働条件の変更となります。ご注意ください。

注）「中抜け」とは就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、労働時間の途中に再び戻ることをいいます。



■今後の企業の対応

▲育児・介護休業規程の見直しを行うとともに、法を上回る措置として「中抜け」を認める時間単位の取得制度を導入するかを検討する必要があります。

▲また、業務内容により時間単位の取得が困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができますので困難な業務の有無の確認、該当業務がある場合は労使協定の作成、締結が必要となります。

▲時間単位の取得が困難な業務の範囲については、労使で十分話し合い決めてください。

■お問い合わせ、規程の見直しやご相談については、弊所の担当へご連絡ください。



［ 今月号の記事担当 ： P1.2/齊藤賢二 ＊ P3.4/篠田昇 ］

◆子の看護休暇・介護休暇の時間単位◆での取得に関する　Ｑ ＆ Ａ

問１－１　「時間」単位について、例えば２時間単位での看護・介護休暇を認め、１時間単位での取得を認めないこととする取り扱いはできるのか？

（答え）

●「時間」とは、１時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できる必要があります。

●したがって、事業主が一方的に又は労使協定を締結することにより、例えば２時間単位での看護・介護休暇の取得のみ認め、１時間単位での取得を認めない取り扱いはできません。

問１―２　時間単位で看護・介護休暇を取得する場合、何時間分の休暇で「１日分」の休暇となるか？

（答え）

●看護・介護休暇を日単位で取得するか時間単位で取得するかどうかは、労働者の選択に委ねられます。

●時間単位で看護・介護休暇を取得する場合は、休暇を取得した時間数の合計が、１日の所定労働時間数（注）に相当する時間数になるごとに「１日分」の休暇を取得したものとして取扱います。この場合、１時間の所定労働時間数に１時間に満たない端数がある場合は、端数を時間単位に切り上げます。

●例えば１日の所定労働時間数が７時間30分の場合８時間分の休暇取得で「1日分」となります

（注）「１日の所定労働時間数」は、日によって所定労働時間数が異なる場合は、１年間における１日平均所定労働時間数となります。１年間における総労働時間数が決まっていない場合には、所定労働時間数が決まっている期間における１日の平均所定労働時間となります。

◆賃金不払残業に関する監督指導結果◆

■厚生労働省から、令和元年度の「監督指導による賃金不払残業の是正結果 」が公表されました。



～　賃金不払残業是正結果のポイント　～

▲是正企業数　→ 1611企業

（前年比157企業の減）

うち、1000万円以上の割増賃金を支払ったのは161企業（前年度比67企業の減）

▲対象労働者数　→　７万8717人

（同３万9963人の減）

▲支払われた割増賃金合計額



→　98億4068万円

（同26億815万円の減）

▲支払われた割増賃金平均額



→　１企業当たり611万円

労働者１人当たり13万円

■令和元年度は、ほとんどの項目で前年度に比べ減少傾向となっています。それでも、支払われた割増賃金の平均額は、１企業当たり611万円となっています。

令和２年４月１日施行の改正で労働基準法における賃金の消滅時効の期間が「２年」から「３年（当分の間）」に延長されましたので、日頃から労働時間は適正に把握しておく必要があります。

◆　賞与の社会保険料率　◆

■冬季賞与の時期となりました。賞与支給の際は次の社会保険料率で保険料を計算してください。



▲自己負担分（新潟県・令和２年12月現在）

- **健康保険料率　　４．７９　％**
- **介護保険料率　　０．８９５％**
- **厚生年金保険料　　９．１５　％**

※退職月は保険料がかかりません（末日退職、雇用保険料を除く）が、届出は必要です。

■ 拾い読みの読書

科学的に幸せになれる
脳 磨き

著　者／　脳科学者・医学博士　岩崎一郎
出版社／　サンマーク出版　　1,600 円＋税

世界最先端の医学脳科学を研究してきた
科学者が見つけた「幸福学」

P26　脳内のエゴを掃除し、全体をバランスよく使える６つの「脳磨き」　①感謝の気持ちを持つ　②前向きになる　③気の合う仲間や家族と過ごす　④利他の心を持つ　⑤マインドフルネス（脳トレ座禅）を行う　⑥ＡＷｅ（オウ）を体験

P94　感謝は感情のひとつとして捉え・・何か特別なことがあったから「感謝する」のではなく常に「感謝」の気持ちであろうとすることです。

P111　「何か良いことがあったら前向きになる」のではなく、普段から気持ちを前向きにすることで脳が磨かれる。それがポジティブの連鎖を引き起こす。

P161　幸せで豊かになる人の共通点・・温かみのある、心をひとつに出来る人間関係をずっと持ち続けられていること。

P238　（「見返り」を期待してではなく）普段から人のために何かをしてあげられることはないか考え実行する。それが脳を鍛え、どんなときにも利他の行動が出来るようになる。

P260　マインドフルネスとは、いまこの瞬間、余計な判断を加えずに、自分の人生がかかっているかのように真剣に意識して注意を向けること・・・日本仏教の「禅」と同じ源流にもとづいているものなのです。※《脳トレ座禅方法》はＰ265

P302　圧倒的な自然の前で“ちっぽけな自分”を感じるとき、脳は活性化する。ＡＷｅ（オウ）体験をすると自分の自我（エゴ）を少なくし、謙虚な気持ちを起こすことが分かりました。

※この本は㈱マックス開発 会長 井浦 康晴様から頂戴しました。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

同調圧力
日本社会はなぜ息苦しいか

著　者／　鴻上尚史　佐藤直樹
出版社／　講談社現代新書　　840円＋税

P16　同調圧力とは、少数意見を持つ人、あるいは異論を唱える人に対して、暗黙のうちに周囲の多くの人と同じように行動するよう強制することです。こうしたものに僕はいまも、息苦しさを感じています。コロナが怖い、確かにその通りなのですが、それ以上に、何かを強いられることが、そして異論が許されない状況にあることが、何よりも怖い。

P28　そこで考えて行かなければならないのが同調圧力と相互監視によって支えられる「世間」の問題です。

P34　「世間」というのは、「日本人が集団になったときに発生する力学」と考えています。

P35～　僕は「世間」を構成するルールは四つあると考えています。・・・「お返しのルール」「身分制のルール」「人間平等主義のルール」「呪術性のルール」

■ 画像通信

飲み飽きて　庭の深きに　埋めるべし
幾万年後　国の宝と



【大酒飲みが作った“ぐい呑み”】

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (302号)

■ どん底に、大地あり！ (R2.10.28)

▲朝ドラ「エール」を楽しみに観ているが、原爆で自らも重症を負いながら、多くの被爆者の救護活動に当たった医師で、随筆「長崎の鐘」の執筆者役が言い放った「落ちろ！落ちろ！どん底まで落ちろ！」「神の存在を問うた若者のように、なぜ、どうしてと自分の身を振り返っているうちは希望は持てません。どん底まで落ちて、大地を踏みしめ、共に頑張れる仲間がいて、初めて真の希望が生まれるのです。」との台詞と、廃墟と化した教会の柱に書かれた「どん底に、大地あり！」の文字に、我が心が共鳴した。

▲失敗を繰り返しては、その度に、なぜ、どうしてと後悔に打ちひしがれて思い悩んだ経験の数々の中で会得した、「潔く諦めて現実を受け入れ、地に足を付けてやり直す」と開き直ったことで心が晴れた経験と重なったのであろう。そんな経験の中で知った、「生きてるだけで、丸儲け」「時計が左に回ったら、壊れたと思って捨てられる。人間も昔を振り返らず、前へ前へと進め！」「２人、３人に嫌われても、あと地球には６０億人いるよ」などの名言にも救われた。

▲そして、「諦め」の本来の意味が、ギブアップすることではなく、「出来ることと出来ないことを明らかにする」ことだと知り、過去の出来事は消し去ることは出来ないという真理を受け入れ、前へ進めとの教えの文字であることを知った。

▲「速性院諦誉克郎居士」。闘病僅か10日、57歳で逝った父の戒名の中の「諦」を「生への思いを断ち切る」と解釈していたが、死をも受け入れ、心安らかに眠れとの老師の想いと後で知った。

■ 作陶三昧 (R2.11.10)

▲昨年とは様変わりの「ステイホーム」の生活も約９ヶ月になろうとしているが、減ったことは、会議、会合、外食、旅行、新潟の寓居で過ごす時間で、増えたことは、規則正しい生活、家飲みの量、作陶の時間である。

▲規則正しい生活の要因は会合の激減、家飲みの量の増加は、定時に帰宅すると同時に始める晩酌と自作の“ぐい呑み”の口当たりの検証によるところが大きい。結果、作陶の時間も増えて行く。

▲今嵌まっているのは、備前や信楽の並・荒・赤土の混合土を使っての炭化焼成。土を練り上げ、轆轤を回し、半乾きを待って高台を削り、良く乾燥させた後、8時間かけ800℃まで窯を焚き上げて素焼き、その後漸く本焼きである。炭化焼成は、鞘鉢に入れた木炭と籾殻の中に素焼きの器を配置して15～16時間かけて1200～1250℃まで上げる。途中空気の量を調整したり、900℃と1100℃あたりで上昇カーブを抑えたりもする。

▲窯出しは二日半後。期待に胸を膨らませ扉を開け、まだ熱さが残る器を一つ一つ取り出し、肌色に緋色が浮かび、一部黒みを帯びた備前の器、褐色に斑点と緋色が浮かぶ信楽混合土の器。手で転がしながら最適の持ち位置を探し、飲む姿を想像しつつ感触を楽しむ至福の時間である。

▲結果、大量の“ぐい呑み”が出来上がり、思いついたのが「チャリティ」。駄作ながら「大酒呑みが作った“ぐい呑み”」として募金を募り、何処かの福祉団体の活動資金の足しにならないかと考えた。希望チャリティ額は、新潟県最低賃金額の１個831円で釣り銭無し。さすれば、呆け防止の趣味もやりがいが増すというものだ。